

生命共済制度 「見舞金支給規程」

(目的)

第1条 本制度は、神奈川県商工会議所連合会に所属する当商工会議所（以下、「当商工会議所」という）の会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規程は、商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝品制度について規程するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、商工会議所に対し、「生命共済制度」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならぬ。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝品とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。

「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝品の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(制定・改廃)

第7条 (1) 神奈川県商工会議所連合会が定めた統一の給付内容とする。
 (2) 制定・改廃は各商工会議所共済担当者が協議のうえ、神奈川県商工会議所共済推進会議（専務会）で決定する。

(付則)

この規約は、平成30年8月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝品給付内容

【見舞金・祝品制度】は当商工会議所の独自の制度です。

<給付する場合>

●事故通院見舞金

対象者が不慮の事故により5日以上継続入院をしたとき、次の事故通院見舞金を年1回限度に支給する。

	1口	2口	3口	4口	5口
事故通院見舞金 (5日以上) (1年に1回限度)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	6口	7口	8口	9口	10口
	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	一律 45,000円	一律 50,000円

但し、この見舞金は定期保険（団体型）より給付があったときは支給されない。また、支給対象期間は事故発生日から3年以内に手続きをすることとする。

●病気入院見舞金A

対象者が病気により5日以上30日未満の継続入院をしたとき、次の病気入院見舞金Aを年1回限度に支給する。

	1口	2口	3口	4口	5口
病気入院見舞金 (5日以上30日未満) (1年に1回限度)	一律 5,000円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円	一律 25,000円
	6口	7口	8口	9口	10口
	一律 30,000円	一律 35,000円	一律 40,000円	一律 45,000円	一律 50,000円

但し、この見舞金は定期保険（団体型）より給付があったときは支給されない。また、支給対象期間は事故発生日から3年以内に手続きをすることとする。

●病気入院見舞金B

対象者が病気により30日以上継続入院をしたとき、次の病気入院見舞金Bを年1回限度に支給する。

	1口	2口	3口	4口	5口
病気入院見舞金 (30日以上) (1年に1回限度)	一律 7,500円	一律 15,000円	一律 22,500円	一律 30,000円	一律 37,500円
	6口	7口	8口	9口	10口
	一律 45,000円	一律 52,500円	一律 60,000円	一律 67,500円	一律 75,000円

但し、この見舞金は定期保険（団体型）より給付があったときは支給されない。また、支給対象期間は事故発生日から3年以内に手続きをすることとする。

●満了祝品

対象者が70歳を迎える時に満了祝品を支給する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
 - ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
 - ・加入日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ※なお、その傷病の事故等について告知いただいた場合でもお支払い対象になりません
- ・告知義務違反の場合
 - ・暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき

●病気入院見舞金

対象者が麻薬、あへん、大麻、覚せい剤等を使用したことによって引き起こされた病気の場合。

対象者のアルコール依存、薬物依存、薬物乱用によって引き起こされた病気の場合。

●事故通院見舞金

対象者が法令に定められた運転資格をもたないで、又は酔って若しくは麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車等を運転している間に生じた事故の場合。

原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）若しくは腰痛で他覚症状がない場合。

<用語の定義>

・対象者：生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員

・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（細胞的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

別表2 見舞金・祝品給付請求書類

見舞金・祝品区分	必要書類
事故通院見舞金	病名、事故通院日が記載された書類（通院証明書、医療機関発行の領収書のコピー）
病気入院見舞金	病名、入院日数が記載された書類（入院証明書、医療機関発行の領収書のコピー）
満了祝品	当所において該当者を確認し支給する

付則

平成30年8月1日制定

令和2年8月1日改正（見舞金給付内容変更に伴う改正）

神奈川県商工会議所連合会・小田原箱根商工会議所